

労働争議の調整

1 概 況

令和4年中に取り扱った調整事件は6件であり、すべて新規申請であった（※1）。

新規申請事件6件の内訳は、申請者別ではすべて組合であった。

業種別では、製造業が3件（食料品製造業2、非鉄金属製造業1件）、運輸業が2件（道路貨物運送業1）、医療・福祉事業1件（社会福祉事業1）であった。

調整事項別では、団交促進が4件、賃金等が2件であった。

係属した6件のうち5件が年内に終結、1件を翌年に繰越した。終結した5件の内訳は、解決1件、打ち切り3件、取下げ1件、所要日数（調整員の指名から終結までの日数）は最短が33日、最長140日で、平均所要日数は73日であった。

調整事件の推移

(単位：件)

区分	項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
係属	前年からの繰越	2	0	0	0	0
	新規申請	5	4	11	5	6
	計	7	4	11	5	6
申請者	労働組合 (うち争議団)	4 (0)	4 (0)	11 (1)	4 (0)	6 (0)
	使用者	1	0	0	1	0
	労使連名申請	0	0	0	0	0
	計(※2)	5	4	11	5	6
業種 (※3)	建設業	0	0	0	0	0
	製造業	1	3	3	1	3
	運輸業	1	0	1	1	2
	卸売・小売業	0	0	2	0	0
	サービス業	1	0	2	1	1
	その他	2	1	3	2	0
	計(※2)	5	4	11	5	6
調整事項	賃金等	0	1	3	0	2
	給与以外の労働条件	0	1	0	0	0
	団交促進	1	2	4	2	4
	経営・人事	4	0	3	3	0
	その他	0	0	1	0	0
	計(※2)	5	4	11	5	6
終結状況	解決	4	1	5	2	1
	打ち切り	3	3	5	2	3
	取下	0	0	1	1	1
	不開始	0	0	0	0	0
	移管	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	0	0	0	0	1
	計	7	4	11	5	6
終結事件の平均所要日数		55	27	68	52	73

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通 番	事 件 番 号	調 整 区 分	申 請	人 数		業 種	調 整 事 項	事 件 概 要	調 整 結 果	申 請 年 月 日 (指 名 年 月 日) 終 結 年 月 日	調 整 回 数	処 理 日 数 (所 要 日 数)
				組 合 員	従 業 員							
1	4 (調) 1	あっせん	労	70	4	運輸業(道路 貨物運送業)	団交促進	申請者が被申請者と連絡がとれず、団交促進を求めた事件。あっせんにより本件が解決される見込みがないため打切りとなった。	打切り (不応諾)	4. 2. 4 (4. 2. 7) 4. 4. 11	0	67 (64)
2	4 (調) 2	あっせん	労	18	280	製造業(非鉄 金製造業)	労災補償対 象外の賃金 支払等	転倒事故に関して、被申請者に対する補償要求の実現を求めた事件。被申請者は不応諾の意思を示した。	打切り (不応諾)	4. 2. 17 (4. 2. 18) 4. 3. 22	0	34 (33)
3	4 (調) 3	あっせん	労	41	54	医療・福祉 (社会保険・ 社会福祉・介 護事業)	団交促進等	団交の開催方法に関する交渉に進展が見られないため、団交ルールの設定等を求めた事件。団交ルールを中心に調整を図った。	解決	4. 2. 21 (4. 2. 22) 4. 5. 18	1	87 (86)
4	4 (調) 4	あっせん	労	41	9	製造業(食料 品製造業)	団交促進	団交実施方法(対面・オンライン)の確立を求めた事件。会社が組合の要求(対面)を受け入れず、打切りとなった。	打切り	4. 6. 13 (4. 6. 14) 4. 10. 31	2	141 (140)
5	4 (調) 5	あっせん	労	41	10	運輸業(道路 貨物運送業)	団交促進	事故に係る補償等に関する団交開催を求めた事件。あっせん応諾条件について当事者間の折り合いがつかず、申請を取り下げた。	取下げ	4. 6. 23 (4. 6. 28) 4. 8. 8	0	47 (42)
6	4 (調) 6	あっせん	労	2	250	製造業(食料 品製造業)	時給の均等 待遇等	組合員に対する時給の均等待遇等を求めた事件	—	4. 12. 2 (4. 12. 8) —	—	—

- (注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。
2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。
3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事件番号	令和4年(調)1号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 運輸業(道路貨物運輸業)
申請年月日	令和4年2月4日	指名年月日	令和4年2月7日
終結年月日	令和4年4月11日	終結事由	不応諾打切り
調整事項	団交促進		

○ 事件の概要

申請者組合員(以下「組合員」という。)は、勤務していた派遣会社の事務所において被申請者代表取締役(以下「社長」という。)と知り合い、社長から就労を請われ、被申請者で配送業務を開始した。

組合員は体調不良で仕事を休み、数日後に同居の妹と組合員自身が、PCR検査の結果新型コロナウイルス感染が判明した。組合員の休みが長期化し、結局しばらく出勤しなかった。

すると被申請者から「契約書違反請求」と題する書面が届き、契約違反があったとして、契約違反金の支払を求められた。組合員は、新型コロナウイルス感染症に係る就業制限通知書を社長に送付したところ、被申請者側からの取立てがなくなったため、契約違反金は支払わなかった。

一方で、社長から配送用車両のガソリン代等を考慮して計算した報酬額が示されていたが、社長に報酬の支払を求めたものの支払がなく、組合員は申請者に加入した。

申請者は被申請者に対し、未払賃金の支払を要求する団体交渉を申し入れ、日程調整のために複数回連絡した。しかし、被申請者から返事が全くなかったため、申請者は、団交促進を求めてあっせんで申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・ 組合員が就労開始前に社長から聞いていた配達単価に組合員の主張を基に算出した配達個数を乗じて計算した見込報酬と、社長が組合員に対して示した報酬との間に差がある上、社長が示した報酬の支払もなく、未払賃金が発生している。
- ・ 被申請者は申請者の団体交渉申し入れ等に応じず、返事も全くない。

○ 被申請者(使用者)側の主張

—

○ 結果

被申請者の所在が不明で連絡がとれない状況であり、あっせん員協議の結果、あっせんにより本件が解決する見込がないと判断し、本件の打切りを決定した。

事件番号	令和4年(調)2号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 製造業(非鉄金属製造業)
申請年月日	令和4年2月17日	指名年月日	令和4年2月18日
終結年月日	令和4年3月22日	終結事由	不応諾打切り
調整事項	労災休業補償対象外の賃金支払等		

○ 事件の概要

本件紛争の当事者である申請者組合員(以下「組合員」という。)は、有期雇用契約社員として、被申請者の工場に勤務している。

組合員は工場内を移動していた際、通路脇の何らかの物につまづいて転倒し骨折した。なお、本件事故は労災認定を受け、一定期間休業した。

後日組合員は職場復帰したが、痛みが続くため近所の病院で検査を受けた。検査により骨折治療のために骨に埋めた金具が外れていることが判明したため再手術を受けた。

なお、再手術後、組合員は長期休業をせずに職場に復帰した。

組合員は転倒事故の被申請者の責任を追求するため、申請者に加入した。

申請者と被申請者は、転倒事故に関する被申請者側見解の確認や、労災休業補償とは別の被申請者に対する補償要求等を団交事項として団体交渉を行ったが、合意には至らなかった。

申請者は、団体交渉に進展が見られないため、被申請者に対する補償要求の実現を求めてあっせんに申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ 転倒事故の原因は、工場内の通路にパイプ状の物が不適切に置かれていたことによる被申請者の責任である。
- ・ 労災休業補償は支給されたが、給与総額に満たないためその不足分、事故後3日間は労災休業補償が支給されていない分の給与相当の補償を求める。
- ・ さらに、事故の発生原因は被申請者にあるため、労災休業補償の不足分とは別に、損害賠償を求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

○ 結果

被申請者のあっせん不応諾意思を受け、あっせん員と対応を協議した結果、「事実認識に争いがある中で、事実認定をしないあっせん手続によって解決する（金銭を支払う）ことはできない。」といった具合に、被申請者の不応諾理由及び意思が明確かつ強固であることから、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。

事件番号	令和4年(調)3号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 医療・福祉(社会福祉事業)
申請年月日	令和4年2月21日	指名年月日	令和4年2月22日
終結年月日	令和4年5月18日	終結事由	解決
調整事項	団交促進		
<p>○ 事件の概要</p> <p>申請者が組合員の復職後の労働条件等について団交を申し入れたところ、被申請者から①交渉時間、②被申請者施設で実施、③各側の出席者人数の設定、に関する条件が提示された。申請者は、当該組合員の復職問題の解決は急を要すると考えたことから被申請者が提示した条件を受け入れ、第1回団交が実施された。第1回団交では折り合いがつかず、日を改めて団交が実施されることとなった。しかし、第2回団交の交渉時間、開催場所、出席者について申請者と被申請者との間で話がまとまらず、団交は延期となった。</p> <p>申請者は、団交の開催方法に関する交渉に進展が見られないため、団交ルールの設定等を求めてあっせんで申請した。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回団交では十分な交渉ができなかったこと、議題が追加されていること、団交の交渉時間は2時間が一般的であることから、交渉時間を更に長い時間で設定することを求める。 また、出席者について、被申請者の指定する人数より多い人数を設定することを求める。 団交の開催場所は申請者と被申請者の中間地点の市に所在する施設とすることを求める。 出席者の制限や議題との関連性の説明を求めることは、組合に対する支配介入であり、謝罪を求める。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容的に交渉時間は提示した時間で十分と考えるが、延長は可能である。出席者の人数については拒否しない。 団交の開催場所は、無償で使用可能であり組合員への負担も少ない、被申請者会議室とすることを求める。 組合側出席者の議題との関連性への説明を求めただけで、人数を制限したわけではない。 <p>○ 結果</p> <p>あっせんでは、あっせん員から当事者双方に、団体交渉ルール（①人数、②時間、③場所）に関する主張を確認し、譲歩を働き掛けた。被申請者からは、①②に係る申請者の主張を受け入れることは可能であるとの回答があった。その上で、申請者に対し③場所についての譲歩を働き掛けたところ、申請者から、当該組合員に係る団交事項について法人施設内で団体交渉を実施することは、当該組合員の精神的な負担となることから、法人施設近隣の公共施設での実施であれば譲歩する、との返答があった。</p> <p>そこで、交渉場所については、当該組合員に関する交渉事項が継続する間は申請者と被申請者との中間地点にある市に所在する施設とすることについて、あっせん員から当事者双方に対し働き掛けを行ったところ、双方がこれに応じ、③交渉場所については、当該組合員に関する交渉事項が継続する間は、申請者と被申請者との中間地点にある市に所在する公共施設とし、経費は折半するという内容で合意が成立し解決した。</p>			

事件番号	令和4年(調)4号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 製造業(食料品製造業)
申請年月日	令和4年6月13日	指名年月日	令和4年6月14日
終結年月日	令和4年10月31日	終結事由	打切り
調整事項	団交促進		
<p>○ 事件の概要</p> <p>会社からの解雇に伴い、申請者組合員はXに相談、その後加入した。 組合は会社へ、団体交渉開催の申入書を送付した。これに対し会社は組合へ「回答書」を送付し、組合側出席者一定人数以内とすること及び新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び関係当事者間の個人的事情に鑑み、ウェブ会議方式による団交開催を主張した。その後、団交開催方式につき、複数回のやりとりを経たものの、対面を主張する組合とウェブ会議方式を主張する会社との間に妥協点は見い出されなかったことから、組合は静岡県労働委員会に対して、本件あっせんの申請を行った。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面での団体交渉開催を求める。 ・ 当事者間の個人的案件に関しては現在係争中であり、これを理由とした団交拒否は認められない。 ・ 会社側参加者としては、代表取締役が参加していれば問題ないため、専務が参加せずとも対応できる。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブ会議方式での団体交渉を求める。それ以外の形式での対応は認められない。 ・ 関係当事者間の特殊な事情を考慮する必要がある。 ・ 団交への専務の参加は不可欠であり、代表取締役など、他の職員では対応できない。 <p>○ 結果</p> <p><第1回あっせんの経過></p> <p>当事者は共に、専務がオンラインで参加するハイブリット団交も可能と主張した。しかし、組合側の出席者及び出席人数の条件面で折り合わず、主張が平行線となった。あっせん員から被申請者に対し、組合への妥協を促したところ、組合の主張を改めて検討の上、次回期日前に対案を書面により提示する旨申出があった。そこであっせんを継続することとなった。</p> <p><第2回あっせんの結果></p> <p>会社側より弁護士複数名が対面・専務がオンラインで参加する旨提案があり、これを組合へ提示したところ、あっせんにおいて組合から、会社の実質的な意思決定権を有する代表取締役の参加が必須であり、当該提案には応じられないとの主張がなされた。一方、被申請者は、会社側団交参加者の決定は会社の自由であり、解雇当時の担当者である代理人と専務が参加すれば問題ないという主張で一貫していた。双方ともに歩み寄りの余地はなく、打切りもやむなしとの意思を示した。このため、あっせん員はこれ以上の調整は困難と判断し、本あっせんを打切りとした。</p>			

事件番号	令和4年(調)5号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 運輸業(道路貨物運送業)
申請年月日	令和4年6月23日	指名年月日	令和4年6月28日
終結年月日	令和4年8月8日	終結事由	取下げ
調整事項	団交促進		
<p>○ 事件の概要</p> <p>申請者組合員は被申請者を自己都合により退職した。 なお、退職日は以前から会社に伝えていたものであり、以下に示す事故とは無関係である。 被申請者事務所において、組合員の運転するトラックが停車中のリフトと接触する事故が発生した。会社は事故車両の修理費を組合員の給与から控除したが、組合員は相談機関に相談し、会社に改めて給与の支払を求めるようアドバイスを受け、結果的に控除額は返還された。しかし、会社は、損害賠償請求の通知書で組合員に対し、事故車両の修理費及び損害補償分を支払うよう求めた。これを受け、組合員はXに加入した。 組合は会社に「通知」及び「申入書」を送付し、組合員の組合加入及び団交に当たって必要な資料の送付を求めたが会社はこれに返答しなかったため、団体交渉開催申入書により団交の開催を求めた。会社は団体交渉開催の申し入れに関する書類を組合に送付し、資料提出の理由を求め、月末月初は多忙により団交に応じられない旨回答した。その後、組合が月末月初を外した日程を提案する等、団交開催を求めるやりとりを複数回繰り返したが、会社は団交に応じなかったため、組合は団交開催を求めて本件あっせん申請を行った。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員への損害賠償請求及び被申請者勤務時の時間外勤務についての未払賃金等労働条件についての団交に早期に誠実に対応してもらいたい。 ・ 会社の都合に合わせて日程や会場を譲歩して団交を求めているにもかかわらず、会社が団交拒否をすることは認められない。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時点では、あっせんには参加しない意向が強かったが、被申請者は、申請者がいくつかのあっせんに係る条件に応じるのであれば、あっせんに応じる意思を示した。 <p>○ 結果</p> <p>被申請者は、申請者に対し、あっせんに応じる条件を何点か提示した。これを受け、申請者は、条件に応じて解決をこれ以上遅らせることはできないと判断し、あっせん申請を取り下げるに至った。</p>			

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和4年中に実施した調査件数は38件である。

業種別にみると、医療業が11件と最も多く、次いで道路貨物運送業9件、鉄道業・道路旅客運送業8件、港湾業6件、廃棄物処理業2件、郵便・電気通信業2件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが27件と最も多く、次いで年末一時金6件、夏季一時金1件となっている。

労働争議実情調査の推移

(単位：件)

区分	項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	前年からの繰越	15	11	15	23	5
	新規	49	39	36	49	33
	計	64	50	51	72	38
業種	鉄道業・道路旅客運送業	10	8	9	10	8
	道路貨物運送業	13	12	9	12	9
	医療業	29	20	24	33	11
	廃棄物処理業	5	4	3	4	2
	郵便・電気通信業	3	2	2	3	2
	電力業	2	1	2	1	0
	港湾業	2	3	2	9	6
	計	64	50	51	72	38
交渉事項	賃上げ	35	36	42	52	27
	年間臨給	5	0	0	0	0
	夏季一時金	2	4	2	2	1
	年末一時金	17	9	6	11	6
	労働条件の改善	0	1	1	0	0
	その他	5	0	0	7	4
	計	64	50	51	72	38